

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会
第 248 回定例会・会議録

日 時 令和 6 (2024) 年 2 月 7 日 (水) 18 : 30 ~ 20 : 40
場 所 柏崎原子力広報センター 2F 研修室
出席委員 相澤、阿部、飯田、岡田、小田、小野、細山、三宮、品田、須田、
竹内、西村、本間、三井田達毅、水品、水戸部、安野
以上 17 名
欠席委員 星野、三井田潤
以上 2 名
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所
伊藤 所長
岸川 副所長
原子力規制委員会原子力規制庁核燃料施設等監視部門
金子 総括監視指導官
原子力規制委員会原子力規制庁実用炉監視部門
渡邊 上席監視指導官
原子力規制委員会核セキュリティ部門
熊谷 核物質防護指導官
資源エネルギー庁 柏崎刈羽地域担当官事務所 関 所長
新潟県 防災局 飯吉 原子力安全広報監
新潟県 防災局原子力安全対策課 上松 主任
柏崎市 防災・原子力課 吉原 課長
金子 課長代理
刈羽村 総務課 鈴木 課長
三宮 主任
東京電力ホールディングス (株) 稲垣 発電所長
櫻井 副所長
古濱 原子力安全センター所長
松坂 リスクコミュニケーター
南雲 新潟本部副本部長
小林 土木・建築担当
曾良岡 土木・建築担当
佐藤本社リスクコミュニケーター

原田 地域共生総括 G (PC 操作)

柏崎原子力広報センター

近藤 事務局長

石黒 主査 松岡 主事

◎事務局

ただ今から、柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会、第 248 回定例会を開催します。

本日の欠席委員は、星野委員と三井田潤委員、2 名です。

それでは、配布資料の確認をお願いします。

事務局からは、「会議次第」、「座席表」、「委員からの質問・意見書」4 部、「20 周年記録誌 (案)」こちらは委員のみの配布です。以上です。

次に、オブザーバーからは、原子力規制庁から 3 部、資源エネルギー庁から 1 部、新潟県から 2 部、柏崎市から 5 部、刈羽村から 2 部、東京電力ホールディングスから 3 部。以上ですが、不足がございましたらお知らせください。

それでは、三宮会長に進行をお願いします。

◎三宮 議長

はい。皆さん、こんばんは。

それでは、第 248 回の地域の会定例会を始めさせていただきます。

初めに議事の 1 番として、前回定例会以降の動き、質疑応答に入ります。通常通り、東京電力さんから順次お願いします。

◎櫻井 副所長 (東京電力ホールディングス (株)・柏崎刈羽原子力発電所)

東京電力の櫻井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の手前共の資料で、「第 248 回地域の会定例会資料、前回定例会以降の動き」、と記載しました資料をご用意いただきたいと思います。

最初に不適合関係です。

1 月 11 日、核物質防護に関する不適合情報、資料は 2 ページからとなりますが、こちらは資料配布のみとさせていただきます。

次に 1 月 17 日、5 号機非常用ディーゼル発電機の不具合について、資料は 5 ページをお願い致します。

1 月 16 日午後 4 時 45 分頃、5 号機原子炉建屋付属棟 1 階、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室にて、非常用ディーゼル発電機の定例試験後の現場の確認中に当社の社員が燃料配管の継手部から油 0.8 リットルが漏れていることを確認し、柏崎市消防本部に連絡致しました。燃料配管への燃料供給を停止し、漏えいが止まったことを確認しております。漏れた油については堰内にありまして、外部への流出はなく環境への影響はございません。原因ですけれども、当該箇所のボルトに緩みがあることを確認しました。また、

当該箇所はボルトを締め付けた後、緩みを確認するために書き入れたマークが見えづらい状況にありました。

分解した結果、キズや劣化などはなかったことから非常用ディーゼル発電機の運転による振動の影響により徐々に緩み、漏えいに至ったものと推定しております。

対策として当該ボルトの締め付けを行い、ずれが分かるようにマークを書き入れております。その上で定期的にマークの位置ずれを確認し、ボルトの締め付けの管理を行って参ります。

次に1月22日、発電所屋外エリアにおけるけが人の発生について、資料は6ページになります。

1月20日、午後2時15分頃、発電所構内屋外エリアで、クレーンで運搬中の鉄筋架台を現場に引き寄せる作業をしておりました協力企業の作業員が、移動中に開口部で転倒し右脇腹を打ちました。その際、痛みがありましたことから、開口部から約2m下のエリアに降りたところ足を捻り負傷しました。診察の結果、左脛骨顆間隆起（ひだりけいこつかかんにゅうぎ）骨折と診断されております。今回の事例を踏まえ、関係者に注意喚起をすると共に再発防止に努めてまいります。

次に、発電所に係る情報です。

1月11日、能登半島地震を受けた発電所の状況、資料は7ページの上段をご覧くださいと思います。

こちらは前回もご説明致しましたが、地震では発電所設備の異常や液状化などの被害はなく、外部への放射能の影響もございませんでした。尚、前回定例会で使用済燃料プール水が大量に溢水した場合に備えてプール水が戻るような設計をしている、ということのご説明しておりますけれども、そちらについてはこのページの下段、右下のところになります。図解を入れてございますので、その他の資料と合わせてご確認をいただきたいと思っております。

次に1月19日、7号機の特定重大事故等対処施設に関する設計及び工事計画認可の申請について、資料は9ページになります。

7号機の特定重大事故等対処施設の早期完成を目指すため、当該施設の設計及び工事計画認可申請を複数回に分割して申請することとしております。3回目の申請を1月16日に原子力規制委員会に行っております。詳細は資料をご確認いただきたいと思っております。

次に1月19日、原子力災害対策充実に向けた考え方に係る当社の取り組みについて、資料は11ページとなりますが、こちらは配布のみとさせていただきますと思っております。

次に1月25日、シーケンス訓練・大規模損壊訓練の概要、資料は12ページ上段をご覧くださいと思います。この2つの訓練ですが、事業者が定めた保安規定に基づき重大事故の発生及び拡大防止のために必要な措置が実施できるかを確認するための訓練となっております。いずれも燃料装荷前に必要な原子力規制庁による検査の1つとなっております。

まず、シーケンス訓練ですけれども、重大事故に至るおそれのある事象に対しまして想定時間内に役割通りの対応ができることを確認するための訓練ということで、1月30日から2月1日にかけて実施しております。

また大規模損壊訓練ですが、航空機衝突などにより原子炉施設に大規模な損壊が発生した場合にプラントの状況把握、情報収集、対応操作の選択などが的確に実施できているかを確認するための訓練ということで、昨日2月6日に実施しております。今後、訓練結果などを取りまとめて原子力規制庁に報告をする予定でございます。訓練の詳細については資料をご確認いただきたいと思います。

次に2月5日、柏崎刈羽原子力発電所の保安規定変更認可について、資料は14ページになりますが、後ほどご確認をいただきたいと思います。

続いて、その他についてです。県民の皆様への説明会開催、2023年度、第3四半期決算並びに南魚沼市コミュニケーションブースの開催についてでございますが、資料配布のみとさせていただきたいと思います。

また、その次の広報活動の取組み事項というところですが、今回は能登半島地震への影響をご心配する声というところから、ホームページの中に特設のページを設けたことを記載してございます。こちら合わせてご確認をお願いしたいと思います。

次に、資料はございませんが前回定例会でお答えできませんでした質問について、ご回答させていただきたいと思います。

まず、本間委員からですけれども、現在の取水口は水面下何mくらいにあるのか、ということだったかと思っております。7号機の取水口は敷高というところになりますけれども、こちらについては標高で-5.5mとなります。

続いて、竹内委員から何m隆起すると取水が出来なくなるのか、についてです。前回定例会で当社からご説明はさせて頂きましたが、発電所敷地内及び敷地近傍には、隆起等により発電所の安全性に影響を及ぼすような活断層はないというふうに評価をしまして、このことについては原子力規制庁の審査においてご確認をいただいております。

万が一取水ができない、海水が取水できない場合でも、消防車や代替熱交換器車など、複数の冷却手段を用意していますので、直ちに安全性が損なわれることはないと考えています。お答えについては以上となります。

次に、福島第一原子力発電所に関する主な情報については、本社リスクコミュニケーターの佐藤からご説明させていただきます。

◎佐藤 本社リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株））

福島第一の廃炉の状況につきまして、東京電力ホールディングスの佐藤がご説明を致します。

資料は、先月の25日に行いました「福島第一の廃炉の中長期ロードマップの進捗状況」になります。本日は2024年度のALPS処理水の海洋放出計画の素案、2号機試験的取り出

し作業の準備状況についてご説明致します。

資料 2 枚目の裏面、最後のページになりますけれども、こちらをご覧ください。ALPS 処理水の放出計画の素案になります。

放出計画の考え方としましては原則としてトリチウム濃度の低い物から順次放出することとし、トリチウム濃度に加えて廃炉に必要な施設、今後のタンクの運用等を勘案しながら毎年度末に翌年度の放出計画を策定、公表を考えており、まずは先月末に素案ということで 2024 年度の放出計画を公表させていただき、3 月末に確定版として公表したいというふうに考えております。

2024 年 1 月時点における 2024 年度の放出計画の素案としましては、年間放出回数 7 回、1 回当たりの放出水量は約 7800 m³ということで年間放出水量としては約 5 万 4 千 600 m³、年間トリチウム放出量は上限の 22 兆Bqに対しまして、約 14 兆Bqを計画しております。放出時期は資料の右側に記載してございますが、4 月から 10 月にかけて 6 回の放出を行い、その後、測定確認用設備 A 群、B 群、C 群のタンクの点検を行います。B 群のタンクにつきましては本格点検を予定しております。その後、3 月に残る 1 回の放出を行う計画としております。

今年度を実施します第 4 回の放出につきましては、現在採取した試料の分析を行っているところであり、2 月下旬から放出を開始する予定としております。また、2024 年度に行う予定の第 5 回放出に向け、K3、A・B 群、それから J4、L 群のタンクから測定・確認用設備 C 群への ALPS 処理水の移送を 1 月 9 日から実施しており、2 月下旬頃には移送を完了する予定です。その後に行う、第 6 回の放出に向けての J4、L 群、J9、A・B 群からの測定確認用設備の A 群への移送につきましては、3 月頃から実施する計画としております。ALPS 処理水の海洋放出につきましては引き続き、意図しない形で放出することのないよう、今後とも安全最優先で最大限の緊張感をもって進めて参ります。

また、海水のトリチウム濃度等を継続して確認すると共に科学的根拠に基づいた分かりやすい情報発信を継続して参ります。

続きまして、「2 号機 試験的取り出し作業の準備状況について」ご説明致します。資料は戻っていただきまして、1 枚目の裏面の左下をご覧ください。

原子炉格納容器貫通孔、X-6 ペネの堆積物除去については、堆積物除去装置を X-6 ペネに接続し、1 月 10 日より、ドーザーツールという押し込み棒のようなもので堆積物を突き崩し、1 月 17 日より低圧水による堆積物の除去作業を開始しております。

現在は残った堆積物とケーブル類を、高圧水などを用いて除去するための装置の入れ替え作業を行っております。右側に示しました写真が堆積物除去の様子になります。

今後の堆積物除去の作業の不確実性に加え、ロボットアームについてはモックアップ試験から原子炉格納容器内のアクセスルート構築までに時間を要することやロボットアームを格納容器内で使用するための信頼性を確認するための試験等を行う必要があるということ等を踏まえ、性状把握のための燃料デブリの採取を早期且つ確実に行うた

め、最初に過去の内部調査で使用実績があり堆積物が完全に除去し切れていなくても投入可能なテレスコ式、これは釣り竿とかラジオのアンテナのようにかがなった筒が伸び縮みするような構造の装置を用いて、まずは燃料デブリの採取を行い、その後、ロボットアームによる内部調査及び燃料デブリの採取も継続するという方針としております。

このテレスコ式の装置による試験的取り出しの着手時期としましては今後、原子力規制委員会への実施計画変更認可申請などの準備を進めていきますが、遅くとも2024年10月頃を見込んでおります。今後とも堆積物除去作業、試験的取り出し作業について、安全確保を最優先に慎重に作業を進めて参ります。説明は以上となります。

◎櫻井 副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

すみません、最後になりますけれども、飯田委員と竹内委員、星野委員から書面にていただいておりますご質問につきましては、別紙にて回答を用意させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。当社からの説明は以上です。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございました。続きまして、規制庁さんお願いします。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

皆様お疲れ様です。原子力規制委員会柏崎刈羽規制事務所の伊藤です。弊事務所ですけれども、2月1日に渡邊が本庁に異動となりまして、私が新たな所長として赴任しています。恐縮ですけれども、この場をお借りして簡単に挨拶をさせて頂ければと思います。

◎渡邊 上席監視指導官（原子力規制庁）

皆さん、こんばんは。1月末まで柏崎刈羽原子力規制事務所です。思い起こすと令和2年の8月からこちらに赴任しまして、3年と半年ほど地域の会にも参加させていただきました。その間、いろいろとPP（核物質防護）に係る二事案を含めて、追加検査というかたちでは長くはなりましたが、こういった住民の方々の貴重な意見を聞く場というのはなかなかなくて、私自身も非常に貴重な経験をさせて頂きましたし、勉強させていただきました。至らない点多々あったかと思いますが、そこはご容赦いただければと思います。私は今、東京の本庁で実用炉のBWRを全体として監視、監督する立場になっています。ある意味、また柏崎刈羽原子力発電所も含めて対応するということですので、引き続きよろしくお願い致します。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

改めまして、2月1日から新たな所長として赴任して参りました、伊藤と言います。3年半という長きにわたり職務を全うした渡邊と比較致しますと、至らないところ未熟なところ、たくさんあるかと思いますが、それに甘えることなく、しっかり現場を検査し皆様に現場の状況を発信していきたいと思っております。一生懸命頑張りますので、今後ともよろしくお願いいたします。

では、改めまして、前回の地域の会以降の原子力規制庁の動きをご説明致します。

資料の一番上の委員会です。まず1月1日、①、②と書いているのが議題番号となって

おりまして、丸ト、と書いているのがトピックスということです。

1月10日の①ですけれども、能登半島地震の影響について、時系列と共に委員会に報告したものでございます。その中で、柏崎刈羽発電所ですけれども、震度5強の影響と致しまして、2号機、3号機、4号機、6号機、7号機の使用済燃料プールからの漏えい、いわゆるスロッシングというものですけれども、こちらが報告されております。

管理区域の外への漏えいですとか、使用済燃料プールの水位ですとか、機能に影響はございませんでした。他も異常がなかったということが報告されております。また、地震の加速度は、全て設計値内ということです。それとモニタリングポストは全て稼働しているということが報告されています。

その下の②の部分です。審査の状況で載せておりますけれども7号機の特重関係ですとか、6号機の新規制基準の設工認関係のことが記載されています。

1月24日の委員会の①の部分です。こちらタイトルが「原子炉補機冷却系統の汚染に関する調査分析から得られた知見の規制の範囲に向けた検討状況」というものですけれども、1F事故から得られた知見を基にメーカーと事業者が調査した結果を報告したものでございます。

簡単にご説明致しますと、もし事故が発生致しまして原子力圧力容器から溶解した炉心が落下した場合に、その真下にある配管がダメージを受けます。そういったものを調査致しますと、そのダメージを受けるものの中にはRCW、日本語で原子炉補機冷却系とありますけれども、こういった系統がありまして、そちらのダメージがあると。ただ、BWRのほうは型式によってはRCWにダメージがないもの、その配管の配置と構造が違うものがありますが、柏崎刈羽サイトのほうはマーク2とRCCVということでダメージを受ける影響があります。しかしながら、燃料が入っていない炉心であればその燃料が下に落ちるといったことはありませんので、再稼働していないプラントは問題ございません。となると、再稼働という話になりますけれども、再稼働するにあたって新規制基準をクリアする必要があります。この新規制基準をクリアすれば、その新規制基準に適合するために整備された設備を活用し、運用操作と相俟って格納容器の隔離弁のほうを閉止し、格納容器の外への漏えいを防止することができるということが整理されておりまして、その報告がなされた委員会となります。

その次のトピックスですけれども、こちら先ほど東電さんから説明のあった案件でございまして、DGの燃料配管継ぎ手のところから油が漏れボルトの緩みが原因でございまして、こちらはIマークを今後定期的に確認し、見えづらい時はマークを入れていくというところで整理されているということです。

続きまして、1月24日の臨時会議です。②ところ、こちらは追加検査が終わりまして、今後、日常検査、チーム検査で監視をしていくこととなりますけれども、その際の重点的に注視する部分ですとか、そういったものを議論したところです。こちらは第2部でご説明があると思いますので、ここは割愛させていただきます。

最後、2月7日、本日の委員会のところでは、④は能登半島地震の志賀の発電所の現状を報告したものでございますけれども、こちらに柏崎刈羽サイトのほうは1月10日の委員会報告以降のその地震に起因する不適合ですとか不具合ですとか、そういった報告がないということで報告が上がっております。

続きまして2番目の下のほうの審査となりますけれども、こちら7号機は特重関係、6号機は設工認、新規制基準の設工認のことでございます。

その他に、AOT等の変更に伴う保安規定変更とありますけれども、AOTというのは保安規定に設備の要求が記載されておりますが、もしそれを逸脱した場合に、このAOTという時間内に復旧する必要があるまして、その見直しについて審査をしたものということになります。

その下にあります、「規制法令及び通達に係る文書」ですけれども、記載の通り2月5日に保安規定の変更と核物質防護規定の変更認可がされています。その下の面談につきましては、先ほど委員会で話しましたさまざまな案件について、事業者からいろんな情報を聴取したものととなっております。

めくっていただきまして、追加検査及び適格性検査の結果に係る説明の実績ということで、2部でもご説明致しますけれども、これまで各所で説明を行っております。以下予定というところがありますけれども、2月18日は県主催で住民説明会を長岡でやる予定となっております。また、2月23日は、こちらも長岡のほうですけれども、市町村研究会で新潟県の首長さんにご説明する予定としております。

その下のその他のところですが、私と渡邊の異動の話を書いております。

モニタリングの情報は記載のURLにてご確認くださいと思います。

最後になりますが、委員の皆様から書面でいただきましたご質問につきましては、別紙で右肩に原子力規制庁、タイトルが地域の会各委員の名前が書いてあります。一番上は飯田委員からのご質問に対する回答、めくっていただきますと、竹内委員からのご質問に対する回答というかたちで、書面でまとめているので後ほどご確認くださいと思います。

すいません、長くなりました。以上です。

◎三宮 議長

ありがとうございました。続きましてエネ庁さん、お願いします。

◎関 柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所の関です。前回定例会以降の動きについてご説明をさせていただきます。

1 ページ目のところですが、「IAEAによるALPS処理水の放射性核種分析における第2回目の分析機関間比較結果」に関する報告書が公表されています。1ポツの概要の下から2つ目の段落を見ていただければと思いますが、具体的にはALPS処理水についてIAEAの研究所及びIAEAにより選定された第三国の分析機関が実施した分析結果の比較

及びデータが示されています。

報告書のポイントですけれども、最初の段落の2行目の行のところからですけれども、東京電力がALPS処理水の放出中における、東電福島第一原発での継続的な技術的ニーズを支えるための持続可能で堅固な分析体制を構築していることを実証した旨、結論づけられています。

3ポツですけれども、日本政府としては引き続き、IAEAのレビューを通じて国際的な安全基準に照らした確認を継続し、安全確保に万全を期していく予定です。経済産業省としてはIAEAによるレビュー結果を踏まえながら安全を大前提に処理水の海洋放出に関する取組を進めます。

続きまして2つ目のところですが、同様にALPS処理水のレビューミッションというものが行われていて、こちらの報告書を公表しています。1枚めくっていただきまして、概要のところ、3行目の後半になりますけれども、このIAEAレビューは原子力分野の専門機関であるIAEAの職員及び国際専門家、アルゼンチン、英国、カナダ、韓国、中国、フランス、ベトナム、マーシャル諸島、ロシア、からなるIAEAタスクフォースにより実施されています。このレビュー自体は2023年、去年の10月に実施されたものですが、結果としては2ポツの報告書のポイントのところですが、全体的な内容としては、タスクフォースにより、関連する国際安全基準の要求事項と合致しない点も確認されなかったことが明記されています。

今後の計画ですが、この10月のミッションの次は、2024年春に実施される予定です。報告書を受けて、日本政府としては引き続きIAEAレビューを通じて国際的な安全基準に従った対策を講じ続け、安全確保に万全を期していくこととしています。

一番下のところ、能登半島地震に関する被害、対応状況について、経済産業省においても最新の状況について発信しています。ご関心ある皆様につきましてはこちらをご覧くださいいただければと思います。

大変恐縮ですが、残りについては時間の関係で説明は省略させていただきます。簡単ではございますが以上です。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございました。続きまして新潟県さん、お願いします

◎上松 主任（新潟県・防災局原子力安全対策課）

新潟県原子力安全対策課の上松です。

前回定例会以降の動きについて説明させていただきます。大きく分けて3項目がありまして順に説明致します。

1点目、安全協定に基づく状況確認です。1月12日に柏崎市さん、刈羽村さんと共に発電所の月例の状況確認を実施しました。主な確認内容は以下2点ありまして、令和6年能登半島地震に伴い溢水した使用済燃料プール水の対応、管理区域内における漏えい水の処理について説明を受けました。

もう1点、7号機タービン建屋シャッター制御盤の焦げ跡について、原因の説明を受けると共に現場確認を行いました。

2つ目の項目、技術委員会です。1月29日に令和5年度第3回技術委員会を開催し、原子力規制庁さんから追加検査、適格性判断の再確認結果について説明を受け、委員会で質疑を行いました。また、東京電力さんからは能登半島地震後の発電所の状況について報告を受けました。会議に使用した資料は下記のURL、県のホームページに掲載されておりますので、後でご確認いただければと思います。

3つ目の項目、その他として、報道発表を2件行っております。2月2日に原子力災害を想定した冬季訓練を実施します、ということで2月12日に開催する、冬季訓練の報道発表をしております。もう1点、2月5日に花角知事が原子力規制庁長官と面会し、核物質防護に関する一連の不祥事を受けて行った要望への回答を受け、ということで報道発表を行っております。報道発表資料は後ろに添付しておりますので後ほどご確認いただければと思います。

それと別紙にて、委員の皆様から頂いた質問への回答をお配りしております。本間委員からの質問については回答の準備が間に合いませんでしたので、それについては来月以降回答させていただきます。今回は星野委員と竹内委員からいただいた質問についての回答を配布しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

説明は以上です。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございました。続きまして柏崎市さん、お願いします。

◎金子 課長代理（柏崎市防災・原子力課）

柏崎市防災・原子力課の金子と申します。

柏崎市危機管理部防災・原子力課という資料に基づきまして説明させていただきます。前回定例会以降の動きでございます。

1、安全協定に基づく状況確認。1月12日に新潟県さん、刈羽村さんと共に発電所の月例の状況確認を実施しております。主な確認内容は記載の通りでございます。

2、柏崎刈羽原子力発電所、原子力規制庁による追加検査結果等に関する住民説明会です。1月22日に核物質防護に係る追加検査及び東京電力ホールディングス株式会社に対する原子炉設置者としての適格性判断の再確認の結果を原子力規制庁様から市民を対象に説明する住民説明会を、柏崎主催、新潟県後援で柏崎市産業文化会館を会場に開催しております。市民の皆様、柏崎市に通勤、通学する方を含め106人の方と報道各社が来場し規制庁の説明と質疑応答が行われました。

3、新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会、令和5年度第3回が1月29日に開催されました。次の項目について議論等が行われております。

4、市町村による原子力安全対策に関する研究会、実務担当者会議が2月6日に開催されました。県内市町村の原子力防災担当職員が一堂に会し、以下のテーマについて各担当

者から説明を受け、質疑を行っております。

裏面をご覧くださいませでしょうか。

5番、その他でございます。2月2日、報道発表です。原子力災害を想定した冬季訓練を実施でございます。こちらは2月12日に柏崎市を会場に実施します、冬季訓練について報道発表を行ったものでございます。

2月5日、全戸配布を行っております、「原子力防災及びエネルギー政策に関する住民説明会」のお知らせでございます。こちらは2月14日に午後6時30分から柏崎市産業文化会館を会場に実施する説明会についてのお知らせでございます。また、同日全戸配布を行っておりますのが、災害時の避難行動再確認をしましょう、津波などの自然災害と原子力の複合災害時の避難行動でございます。こちらにつきましては1月1日の能登半島地震におきまして、津波を。市内においても津波が観測されたところでございます。津波からの避難と原子力災害との複合災害時の基本的な避難行動についてお知らせを行っております。

表紙に、原子力規制委員会初代委員長の田中俊一先生の講演会を開催しますと記載がございます。こちらについては現在、詳細を詰めているところでございまして、詳細が決まりましたら、改めてお知らせしたいと思っております。

また本日、竹内委員からいただいている質問について文書で回答をさせて頂いております。本間委員の質問につきましては、大変申し訳ありませんが次回以降、回答させて頂きたいと思っております。以上でございます。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございます。それでは最後に、刈羽村さんお願いします。

◎三宮 主任（刈羽村・総務課）

刈羽村総務課 三宮です。刈羽村総務課から2枚資料をお配りさせて頂いております。まず、前回定例会以降の動きをご覧くださいませと思います。1月12日に新潟県さん、柏崎市さんと共に安全協定に基づく月例状況確認を実施しました。

また、29日に新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会を傍聴しました。

2月6日には、市町村による原子力安全対策に関する研究会実務担当者会議に出席しました。こちらの内容について、原子力発電所連絡会が行われたのですが、記載がもれておりました。大変申し訳ございませんでした。

資料には記載していませんが、新潟県さんから報道発表がありましたとおり、2月12日に原子力災害を想定した冬季訓練を刈羽村内において実施する予定です。

続きまして、資料2枚目に竹内委員からいただきましたご質問について書面にて回答させて頂きましたので、ご確認いただければと思います。また、本間委員からいただいた質問については、申し訳ございませんが次回定例会でお答えしたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。以上となります。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございました。

それでは、ここからは質疑応答の時間に入りたいと思います。発言のある方は挙手の上、指名された後にご自分の名前を名乗ってから、どちらのオブザーバーへの質問なのか意見なのか、それを述べた後に発言していただきたいと思います。よろしくお願いします。それでは、岡田委員どうぞ。

◎岡田 委員

お疲れ様です。岡田でございます。東京電力さんにお伺いしたいと思います。

私が委員になる前の議論で、的を射ていないことがあったら申し訳ないのですけれども、確か地震に関連して1号機から4号機の防潮堤について液状化の懸念があるという課題があったかと思っています。今回、震度5強で発電所全体に異常はなかったということで、特段何の異常もないと理解しています。安心につながるというか、評価できることだかと思っっているのですが、漠然とした質問で申し訳ないのですけれども、5強で大丈夫だったわけですが、いったいどの程度の揺れで液状化のおそれがあるのか分かっていますでしょうか。

◎三宮 議長

はい、東電さん、お願いします。

◎曾良岡 土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい、岡田委員のご質問に回答します。東京電力、曾良岡でございます。

なかなか難しい質問で、どの程度の地震動で液状化が起こるかということですが、液状化が起こるか起こらないかは条件がいくつかありまして、砂の特性、まずそこが砂でなければいけないですし、その砂の力学的特性がまず一つあります。それから、そこに地下水がなければいけないという問題。さらに、地震動の大きさであるとか、継続時間であるとか、そういったファクターが絡んで液状化するかしらないかということが分かるわけです。基本的に、例えば震度5だから、あるいは震度6の地震動まで発電所の地盤は液状化しませんといった明確な数字を申し上げることはできませんが、少なくとも今回の揺れ程度でしたら、発電所の中をくまなく主要道路沿い、設備沿い、設備周り、あるいは2007年の中越沖の時に被害が大きかったところをくまなく見てまわっていますけれども、全く異常がないということを今の時点で確認しています。答えになっているかどうか、ありがとうございます。

◎三宮 議長

岡田委員、どうぞ。

◎岡田 委員

はい、答えていただくのが難しい質問だろうなと思いつつ、質問させていただきました。ありがとうございました。

◎三宮 議長

はい、東電さん、どうぞ。

◎曾良岡 土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

ちなみに、2007年の中越沖の後に液状化対策ということで、発電所の中でいろいろセメント改良の工事等させていただきました。今回、発電所の中でそういった現象が見られないというのは、その地震動がさほど大きくなかったという面もあるかも知れませんが、2007年以降やってきた対策が功を奏したという面もあったかもしれないというふうに考えています。以上です。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございました。他にある方いらっしゃいますか。それでは、本間委員どうぞ。

◎本間 委員

はい、本間です。原子力規制庁に質問です。私の質問、今日は規制庁さんからだけ回答をいただいたのですが、地震の時の対策について回答の中で、「家屋が倒壊した場合、自治体が開設する近隣の避難所へ避難して、そこで屋内退避をする。」というふうに書かれておりますけれども、当然その中にある放射線防護施設はほとんど人員的に無理だと思いますので、そこへ屋内退避しろという意味なのでしょうねというのが1つ。それからもう1つ、その下に「道路の寸断で陸路が制限された場合は、空海路で避難していただく。」となっていますけれども、避難訓練などを見ても、それができるとはとても思えません。まあ1か月くらいかければ、ヘリコプターで皆避難できるのかも知れませんが、それまでは屋内退避をするということですが、市町村にも質問したのですが、陸路が制限された場合の有効な代替手段というのは考えていないのでしょうか。あるいは、考えるつもりもないのでしょうか。この回答を見ていると、このようにすればそれでいいというふうにしか聞こえなくて、能登半島地震の教訓が何も生かされていないと言いますか、考えているのかなという感じがするのですが、そのへんいかがでしょうか。

◎三宮 議長

はい、それでは規制庁さん、お願いします。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

原子力規制庁規制事務所の伊藤です。ご質問ありがとうございます。能登半島地震の教訓につきましては、現在、論点を整理している最中でございます。その論点が整理された後、委員会に諮りまして、今後、例えば指針の見直しの要否ですとか、仮に指針を見直すにあたってどういったところを見直していくかですとか、そういったところの検討がなされアクションされていくことになると思います。ですので、現在、先ほど申しました通り論点整理中でございますので、今、ここまでしかお答えすることができずに申し訳ございません。以上です。

◎三宮 議長

はい、本間委員、どうぞ。

◎本間 委員

そうすると、現状、これは回答ではないというふうに理解していいですか。私たちは、この内容ではとても納得できないのですけれど、何か代替えの方法はあるかということ質問しているのに、それについてはまだ考えてないということであれば、「これからです。」と回答すべきではないですか。

◎三宮 議長

はい、規制庁さん。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制事務所の伊藤です。屋内退避も含めまして論点が整理され、指針の見直しですとかそういったものの結果、屋内退避の考え方ですとか、そちらも整理されることとなりますので、過程と思って結構だと思います。

◎三宮 議長

はい、わかりました。よろしいですかね。他にある方いらっしゃいますか。三井田副会長、どうぞ。

◎三井田達毅 委員

柏崎エネルギーフォーラム三井田です。東京電力さんに質問です。もし規制庁さんから補足があれば教えていただきたいなというところです。冒頭に感想で、最近とかく避難計画、避難計画って話があるのですけれど、特に事業者である東京電力さんと規制する規制庁さんの主たる役目は避難に至らないようにするというところがまず主眼だと思うので、そういった意味で質問させてもらいたいと思います。東電さんの資料の12ページのシーケンス訓練、要は有事の際の訓練の部分の質問ですけれど、下段に想定時間がいろいろ設定されていて、長いと9時間以内に対処できるようにというかたちで時間設定されていると思うのですが、素人みたいな質問で申し訳ないのですが、逆にこのくらいの時間内に処理ができれば、いろんな被害を受けても健全性はとりあえず担保されている状態で、この間に応急措置ができれば有事に至らないというふうな捉え方で良いのでしょうかという質問ですが、よろしくお願いします。

◎三宮 議長

はい、東京電力さん、お願いします。

◎稲垣 発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

三井田副会長、ご質問ありがとうございます。我々の役目は今ご指摘の通り、避難に至らないよういかに対処していくかということになりますけれども、事故に対する対処というのはステップがいくつかございます。最初に原子炉が空焚きにならない、水をとにかく入れていく。これは水を入れていくために注水がどれくらいで出来るか、注水をしている限りとりあえず原子炉の炉心は維持できていくと。それが続いてくると今度は格納容器の温度、圧力が上がってくると。この格納容器の温度、圧力を今度は、今回のシーケンス訓練検査でもやりましたが、代替熱交換器車ですとか、そういったもので冷却していく

というところで、これは事故の解析をしながら設置許可の段階でこの時間以内でやっていけば守れるということを我々として評価し、規制庁さんの確認をいただいているということでございますので、基本的には、この時間内でできればそういった大きな事態にはならないというシナリオになっています。

ちなみにですが、この9時間とか書いてありますけれども、それよりは短い時間でできるようになっていて、今回のシーケンス訓練検査でもマージンをもってやり遂げているところでございます。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございます。よろしいですか、規制庁さん、お願いします。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制事務所の伊藤です。ここにある想定時間ですけれども、我々はこういった訓練を原子力規制検査で監視してございます。もちろん、ここにある想定時間を超えないというのは見方の一つですけれども、仮に超えない時間であっても何かパフォーマンス的によろしくないところがあればそこは指摘し、是正を求めていくこととなります。

◎三宮 議長

はい、よろしいですかね。他にある方いらっしゃいますか。竹内委員、どうぞ。

◎竹内 委員

竹内です。よろしく申し上げます。質問に答えていただきありがとうございました。東京電力に質問です。取水口は標高から-5.5mとお答えいただいたのですが、何メートル隆起すると取水できなくなるのかというところにはお答えいただけなくて、それはつまり、隆起して取水できなくなることは想定していないということなののでしょうか、というところが1つ。それから、感想ですけれども、原子力規制庁、そして東京電力、そして今度は内閣府、資源エネルギー庁から立て続けに地元で説明があつて、能登半島地震でどんな新たな知見があろうとも俺たちは動かすぞと宣言されているような気持ちがして、ちょっと胸が苦しくなるのですけれども、お答えいただいた内容は、あくまで、まだ能登半島沖地震の知見は出ていないので、それ以前の段階で審査は通ったとか準備はしてあると、そういうふうに捉えていいのでしょうか。能登半島地震で新たな知見が出たら、審査の部分も東電の対策の部分も変わってくると考えていいのでしょうか。後半のことは東京電力と原子力規制庁にお伺いしたいです。以上2点です。

◎三宮 議長

はい、それでは東京電力さん、お願いします。

◎曾良岡 土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

竹内委員、ご質問ありがとうございます。まず取水路の構造についてお話しします。口頭でお話しました通り、7号機ですと取水路の「敷高」と言いまして海との境目のところ一番低いところの水位が-5.5mになります。

それから書面の回答の中にありますけれども、その手前に津波が引き波で大きく水が

減った時に水をプールしておけるように海水貯留堰というものを設けているのですが、これの堰の高さが-3.5mになります。こういった水路の構造を踏まえても隆起沈降を含めた地盤変状で発電所の、止める、冷やす、閉じ込める機能に影響がないことを国の審査でご確認いただいています、ここから先は仮定の話になりますが、物理的にどこにそのクリフエッジがあるかという、先ほど言った海水貯留堰の-3.5mという数字になります。ただ、これはあくまでも仮定のものであって、そこまで至らないということについて国の審査の中でご確認いただいています。

◎稲垣 発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

後段のお話は所長の私からご回答させていただきます。今回、地域説明会をやらせていただいたのは核物質防護の検査部分の見直しもあって、現在我々はどういう状況にあります、というところをお伝えしたものでありまして、まだ、私が繰り返し申し上げていきますように満足するレベル、4つの姿ですね、4つの姿について満足できるレベルに達していない限りは再稼働の話は申し上げないというスタンスは、今のところまだ変わってございません。ですので、再稼働をさせてくださいというお話をしたものではありません。ここをご理解いただきたいと思います。また、知見ですけれども、福島第一原子力発電所、私もおりましたが、で学んだ最大のことは、やはり外、中もそうですけれども知見をしっかり学んで迅速にそれを取り入れていくということだと思っています。千島海溝の波源で津波の高さが変わるところで福島では対応しておりますけれど、そういったことをやっていかなければいけないというふうには常々思っているところでございます。これは、我々今、この能登半島地震についてもそのような知見が出てくるのか、アンテナを高くして非常に注意深く見守っているところでございます。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございます。それでは規制庁さん、お願いします。

◎渡邊 上席監視指導官（原子力規制庁）

はい、規制庁の渡邊です。竹内委員、ご質問ありがとうございます。

まず1つ目、能登半島地震の関係については、現時点で発電所に対してすぐに何かをしなければいけないということは考えてはおりませんが、一方で、まだこの能登半島地震そのものがどういうものであるかというのは必ずしも分析されているものではないので、新しい知見があるのかどうか、そのへんは情報収集をするなどして、今後も見守っていきたいと思っております。

また、いろんな地域、機会の説明会、今、我々のほうもしておりますけれども、あくまでこれは関係する自治体さんを含めて、ご要望に応じて我々の説明責任を果たしていこうというものです。発電所の再稼働を進めるとか、そういったものではないということをご理解いただければと思います。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございます。はい、竹内委員、どうぞ。

◎竹内 委員

ありがとうございました、竹内です。東京電力と原子力規制庁の説明の目的はよくわかりました。それでは、内閣府さんはいらしてないと思いますが、資源エネルギー庁が今回この説明会をする目的、またはそれを主催する柏崎市の目的が再稼働を早急に行うためのものか、その他の目的があるならそれを教えていただきたいと思います。

◎三宮 議長

はい、それではエネ庁さん、お願いします。

◎関 柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁です。竹内委員、ご質問ありがとうございます。先ほどのご質問ですが、資源エネルギー庁としても安全を大優先に再稼働を進めるという国の方針がございます。規制庁からもお話がございましたけれども、安全を優先にするということで、まずはそれをご理解いただければと思います。

今回の説明につきましては、柏崎市から最近のエネルギーの色々な状況について説明していただきたいということがございましたので、内閣府共々、今回こういう機会を作らせていただきまして、我々としては大変ありがたく感じているところです。以上です。

◎三宮 議長

はい、柏崎市さんお願いします。

◎吉原 課長（柏崎市防災・原子力課）

柏崎市、吉原でございます。竹内委員のご質問にお答えします。

今回、原子力。エネルギー庁と内閣府のほうにお願いしたのは柏崎市が主催ということで依頼をさせて頂きました。目的としましては原子力防災、エネルギー政策につきましては国が前面に立ってやるという姿勢でございますので、その部分を市民の方にお伝えいただいております。聞いていただくというところでございます。あくまでも再稼働を前提ということではないというところは、ご理解いただければと思っております。以上です。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございます。竹内委員、どうぞ。

◎竹内 委員

ありがとうございました。再稼働ありきじゃないということをお伺いして安心いたしました。このような説明会は私たち住民がたくさんの知識を得、いろいろ考えることに役立つことだと思いますので是非参加したいと思います。ありがとうございました。以上です。

◎三宮 議長

はい、他にある方いらっしゃいますか。もう少し、時間あります。はい、品田委員、どうぞ。

◎品田 委員

荒浜 21 フォーラムの品田です。東京電力さんにお伺いします。シーケンス訓練とそれ

から大規模損壊訓練の件ですけれど、発災時に想定が休日昼間ということで明記されております。今回4日間、シーケンス訓練が3日間、それから大規模損壊訓練を1日されているようですが、今後こういう訓練をされる頻度ですね、どれくらい予定されているのか、それから、例えば平日の夜間にもやってみたいとか、そういうご計画はあるのでしょうか。

◎三宮 議長

はい、東京電力さん、お願いします。

◎稲垣 発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

品田委員、ご質問ありがとうございます。発電所長の稲垣でございます。

今回のシーケンス訓練検査というのは、今回は規制庁さんにまず見ていただくという検査であります。これまでもずっとやってきているところであります。これまで何度か私の記者会見の時にもご説明しておりますけれども、総合訓練は今まで250回以上、そして今回のシーケンス訓練のような要素の訓練も何万回、2万5千とか2万7千とかそういう数でやってきているものでございまして、ほぼほぼ毎月、また要素訓練についてもメニューは変わりますが、ほとんど毎日に近い状態で今後も継続していくこととなります。

それで、休日の昼間というのはなぜかと言いますと、やはり、我々、平日であれば発電所員がすべておりますけれども、休日というのはシフトを組みまして第一陣で対応できる人間が51名というかたちで組んでいると、その51名でやれるのだということを確認するために休日の昼間にやっています。夜間とか、そういうものはですね、非常に重要なお指摘でございまして、また長くやるとかですね、そういったことも今後工夫してやって参りたいというふうに考えています。ご意見ありがとうございます。

◎三宮 議長

はい、ありがとうございます。それではよろしいでしょうか。ここで第一部を終了させていただきます。10分間、休憩に入ります。換気を行って19時40分から第二部を再開したいと思います。事務局の方、お願いします。

— 休憩 —

◎三宮 議長

はい、それでは、皆さんお揃いになったようなので、第二部を始めさせていただきます。

議事2は、核物質防護に関わる追加検査及び原子炉設置者としての適格性判断の再確認について、原子力規制庁さんから説明をしていただきます。本日は原子力規制部検査グループ核燃料施設等監視部門統括監視指導官の金子様、長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門核物質防護指導官の熊谷様、原子力規制部検査グループ実用炉監視部門上席監視指導官渡邊様からご出席いただいております。本日は時間の関係で説明のみとし、質疑応答に関しましては次回3月6日の第249回定例会で行ないたいと思います。それでは、説明をよろしくお願いします。

◎熊谷 核物質防護指導官（長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門）

では説明を開始させていただきます。追加検査の結果と適格性の判断の再確認ということで、本日はお時間いただきありがとうございます。資料に基づいて順次説明させていただきます。

前半が追加検査の内容でございます。1 ページ、目次がございまして、2 ページ目が表紙でございますので、3 ページ以降、具体的には4 ページの概要からご説明致します。

まずは、核物質防護事案の概要ということで、ID カードの不正使用という問題と核物質防護設備一部機能喪失、こちらは令和2年度に発生した事案でございます。

今回、この検査に多くの時間を要したのが、事案の背景の①、②に書いてあるところが原因ということで、これが改善されるかどうかの確認に時間を要しました。

具体的には内部脅威に対する意識の低さ、核セキュリティに対する理解が不足していたということです。また、東京電力社員に対して、協力会社員、いわゆる警備員が遠慮する雰囲気が存在していたという、いわゆる文化的な要素です。発電所の中の文化的な要素、ただ設備を直せばいいというものではなくて、社員と協力会社の間には存在しているこの雰囲気、意識、この改善がなされているかどうかの確認に時間を要しました。

もう一方の事案の背景2 の設備問題も同じような側面がございまして、設備の保守管理が十分でなかったことに加えまして、経営層の関与が不足していたということです。一般的に発電所は、安全面の設備と核セキュリティに関する設備の大きく2 つの設備があるのですが、この核セキュリティに関する設備のほうの関与が不足していたという問題でございます。

また、業務の改善検討を行う会議体の機能も不十分であったということで、ここは後ほど具体的にどのような状況であったか説明させていただきます。

続きまして5 ページに移りまして、事案の評価ですけれども、こちらは核物質防護の世界でも新検査制度の考えを導入しまして、検査結果は以下にございますとおり、色付けで重要度に応じて評価をしているところでございます。

これに則りましてIDカードの不正使用については白、核物質防護の機能喪失については赤ということで、両事案トータルで見て右側にある通り「重大な事態」ということを我々としては評価しました。下の米印に記載していますとおり、重大な事態というのは区分4ということなのですけれども、これが元の状態（区分1）に戻るまで特定核燃料物質の移動、いわゆる燃料集合体の移動をしてはならないという禁止命令を発出したところです。

続きまして次の5 ページをお開きください。これらの事案に対して、追加検査という特別な検査を開始したところでございます。こちらは庁内の原子力安全や組織文化等々に詳しいメンバーを約20名抽出して検査チームを立ち上げ、そのメンバーで順次実施していったものでございます。

また検査の計画として、フェーズⅠからフェーズⅢという3段階の計画を立てて実施

したものでございます。後ほどその中身をご紹介します。

今回、単なる検査を行うだけではなく、規制委員会の議論も多く実施し、毎月1回検査結果を報告して、その都度今後の検査の方向性について指示を受けるといったことを、事務方の規制庁との間でもやりとりを繰り返しまして、合計40回の委員会での議論を経て、最終結果に至ったという経緯を辿っております。

続きまして7ページが今の経緯の線表になりますけれども、令和2年度に赤枠の事案が発生しまして、区分変更、燃料移動の禁止、追加検査を始めまして、フェーズⅠ、フェーズⅡ、フェーズⅢのところまで1回中間取りまとめを行いまして、最終的には今年の12月27日を以て報告書を決定し、ここで区分を元に戻すという判断を行ったものでございます。

下に小さく記載しました通り、組織文化的な要素の改善をしっかりと確認するというところもありましたので、4268時間ほど検査にかかったというものでございます。

続きまして8ページをご覧ください。具体的に検査はどんなことをやったのかというものを紹介致します。

まず、最初のフェーズⅠというところの検査でございますけれども、ここは先ほどの2つの事案がなぜ発生したのかを把握するため徹底的にインタビューを行いました。これは東京電力の社長を始めとして社員、協力会社員、警備員、こういう方々に聞き取り調査を行いました。その中でわかってきたことが背景要因のところに記載しました通り、過酷な自然環境下、特に柏崎刈羽発電所は砂浜という砂丘地形のところにさらされている中でフェンスについているセンサーが過酷な条件下にあったということと、核物質防護設備にはコストダウンという要因が働いていて、それによってメンテナンスの不足、また経年化しても取り替えられないという要因によって不具合が頻発していたこと。また、2つ目は重複しますが、経営層含めた関係者が核物質防護業務を特別視することによって現場の実態を把握せず、チェック機能が働いてなかったというところでございます。

核物質防護業務という特殊な秘匿性が高い業務でございますので、なかなか関与するにしてもそれなりのルールを作らなければならないこともあり、それに対応するような管理ができてなかったというところも背景にございます。

3つ目が、これはインタビューで聞いた言葉なのですが、「運転員ファースト」という誤った考え方を警備員の中に持った方がおられまして、なかなか実際に発電所を運転する運転員の方が警備のチェックポイントを通過する際に疑問が生じて、意見を言えない雰囲気が存在していたということが確認できました。

また、この東京電力の社員に対する遠慮の構図という、警備員は本来であればその役職または会社の関係に関わらず厳格な警備を行うべきところ、それがちゃんと行われていなかったということがインタビュー等によって浮き彫りになりました。これらの点に対して、我々、改善の検査を行ってきたところでございます。

9ページ目に移っていただきまして、フェーズⅡという段階になりますと、東京電力が

「改善措置報告書」というものを策定し我々に提出されましたので、その報告書に書かれている内容とこのフェーズ I のインタビューで確認した結果を踏まえ、どのように検査を行っていくかということで、この 3 つの観点で検査を行っていくということが右側の写真にある規制委員会の場で決定されました。3 つの内容を下の緑の枠に記載しています。

まず 1 つ目が、こういう事案が他の発電所でも起きているのではないかとということろを突き止めるということをございました。1 ポツにありますとおり、追加的に事実関係の確認を要すべき事項ということで、東京電力の特徴の把握のため、2 事案が東京電力の全社的な問題、これは福島でも発生している問題なのか、それとも、この柏崎地区だけに発生している問題なのかということ調べる調査をやるということ。

2 つ目が、先ほど申しました通りコストダウンの影響であります。これは具体的には核物質防護設備は今までリース契約をしていたものを、予算を削減するため一回設備を買い取って自前でメンテナンスをするという判断をして、その結果としてメンテナンスが不十分になって機能が喪失してしまった状態が続くというような結果に至ってしまった。このコストダウンの活動が、他の施設にも影響が及ぼしているのではないかと調査を行ったものでございます。

3 つ目が、よりの確に分析すべき事項ということで、東京電力が検討した根本原因分析、直接原因の分析等がしっかり中身が適切にやられているか、というところをチェックするということ。

4 つ目が、具体的に東京電力が改善措置計画、いわゆる再発防止対策で実施されたところが実際に効果を発揮できるものなのかという検査を行うことにしました。

次のページで、それぞれの検査結果をご紹介します。右下 10 ページでございますけれども、まず、他の発電所でも起きていないかという原因調査でございます。下の日本地図にある通り全国にはさまざまな原子力発電所がござまして、その全ての原子力発電所で下の 4 点の観点で比較調査を行いました。

まず、現場の責任者が自分に与えられた業務を 100%実施しているかどうか、ということでございます。この核物質防護には核物質防護管理者という責任者がいるのですけれども、調査したところ柏崎の当時の責任者は防災業務の他にも多数の業務を兼務されていまして、このセキュリティの業務に携わる比率が 5 分の 1 だったということが分かりました。

他の発電所は、核物質防護の責任者は全て核物質防護を専任するというかたちで業務が行われていまして、その担当する柏崎の比率が極端に低かったという現状が確認されます。

また 2 つ目が地理的な特徴、気候を踏まえた設備仕様になっていない。現場に実際設置している設備がそういうものであったと。また、監視対象が増加した。強風や大雪が降ると人が侵入してないのにセンサーが揺れて発報する現象があるのですけれども、そういう場合でも、発報原因について特定する人の増員が行われていなかった。他の発電所は応

援が来て、監視体制の強化を行うのですが、柏崎の場合は今いるメンバーで監視するという、そういう状況であったと。

最後は、先ほど申したものの繰り返しになります。ということで、こういう原因は柏崎固有の問題であるというように我々としては判断したということで、まず検査の対象を他の発電所に広げるのではなくて、柏崎に特化して検査をしようという判断を行ったものでございます。

2番目がコストダウン。いわゆる東京電力の中ではカイゼン活動と呼ばれていますけれども、これは10ページの下に書きましたが、震災後の全社的なコストダウン。福島第一原発事故を踏まえて全社的にコストダウンをするという検討の中で、競争の発注や原価低減方策などの検討が行われております。これは原子力だけではなくて、火力だとか送電設備でもこういうカイゼン活動が行われていまして、そのカイゼン活動の対象になった工事が、この核物質防護設備取替工事というものでございました。これが先ほど申しました、リースから買い取りに移すという判断が行われた工事でございます。

このような工事がセーフティの工事でも生じていないかということで、この核物質防護の取り換え工事が検討された当時に並行して検討がされていた、以下の6件の工事を対象に不適切なコストダウン、いわゆる強度的なものをお金によって削っていないかという観点、安全に必要な部分を削っていないかという観点でチェックを行いました。特にこの工事の設計の検討書だとか、当時の検討に当たったメンバーの方々にもインタビューを行いまして、核物質防護のように安全を削っているようなところがないか調べ上げました。

その結果、セーフティな工事については不適切な指示や技術的な検討といった形跡は見られなかったということでございます。これがまず1つ目の検査結果でございます。

11ページに移っていただきまして、より適切に分析すべき事項ということで、分析・評価が不足していることがないかということを確認しに行きました。その結果、この赤で記しました4点が我々から見て、ちょっとまだ不足しているというところがありましたので、東京電力に伝えて計画の中に反映いただいたところでございます。特にこの②に記載しています再発防止対策、福島第二で発生した再発防止対策なのですが、ここの分析がまだ不足しているということで、やはり過去にもいろいろなトラブルがあって再発防止対策が行われているにも関わらず、それが教訓として反映されていないというところが浮かび上がったものでございます。

次の12ページが、東京電力から提出された改善措置計画に対するチェックポイント27項目を策定しまして、これに基づいて検査を行ったところでございます。特に7番、8番の自然環境にあった設備を設置しているかとか、14番、15番のPPの責任者がしっかり自分の役目を果たしているかということのを重要視しました。

この27番の小さな文字で申し訳ないのですが、改善措置の継続的な実施により核物質防護の重要性に対する意識や行動が保持される仕組みが構築されるかということ

で、この確認方針 3 に記載しましたこの「改善措置を一過性のものとししない仕組みの構築」というものを今回、確認のポイントとして設けました。これは先ほど説明した通り、再発防止対策はもう先ほど福島第二の話もありますけれども、その場の一過性のものになってしまっていて、年月を経るとあまり重要視されなくなるということもあり、今回の核物質防護事案は一過性のものにしないでほしいという意味を込めて、この「確認方針 3」というものを設けて、それが維持される仕組み、または行動に顕れているかどうかを検査したものでございます。

13 ページ以降がこの検査項目でして、先ほどの設備面の確認項目ですけれども、こちらは自然環境を考慮した防御設備に取替えが行われ、人に頼る部分、遠慮、人定確認と呼んでいますけれども、中に入る際のチェックが人ではなくて機械がやってくれるような、人に頼る部分を小さくするといったような装置の設置がされたということが確認できました。この中で 1 項目だけ、荒天時の監視体制というものにつきまして検査事項が残ったものでございます。その具体的な内容は 14 ページから 16 ページに検査結果を記載しておりますけれども、この 8 番の部分でございます。「環境へ適合した設備、不要警報の減少」というところで、設備の取替えにより一定の改善は図られているが、荒天時の体制の構築や目標、東京電力自ら低減目標を定めましたが、まだそれが達成できていないということで、ここはしばらく見て行こうという検査気付き事項と判断しました。その他の項目につきましては、我々が求めている基準に達しているという判断をしたものでございます。

続きまして 17 ページが「確認方針 3」で、体制の確認のポイントでございます。自律的に改善する仕組みの定着ということです。どんな検査をやったかというのは下に記載しましたがけれども、マネジメントレビューという社長に報告して社長から指示が出て現場にその指示が届いているとか、PPCAP と言われる会議体でしっかり協力会社からの報告や提案が実施されているかということ。その 3 つ目のポイントが新しい手法として用いたものでございますけれども、この社員と協力会社との核物質防護の意識の確認を行動観察という手法を用いて確認したものでございます。こちらは、警察でいうと張り込みのような手法でございまして、我々がある一定時間、正門や入域するゲート、また執務室にお邪魔しまして、約 9 カ月間ずっと社員と協力会社の方で交わされる会話の内容を聞き取りまして、そこに先ほど遠慮の構図と記載しましたがけれども、警備面でそういうものが生じていないかということを確認する行動観察というものを実施したものでございます。その結果、上の検査結果に記載しました通り、経営層を含めた管理者が認識を改めチェック機能が働き始めた。PP 管理者が PPCAP という会議体を主導する。協力会社からの意見も取り入れる。3 つ目のポイントですけども、東京電力と協力会社の活発な意見交換が行われるようにだんだんなってきました。最初はこういうものがなかったのですけれども、それが我々の行動観察でも見られるようになりまして、脆弱性を示す行動、いわゆる核物質防護上おかしな行動や振る舞いが少なくなりまして、改善の傾向が見られる

ということも判断しました。これは6人の検査官で行動観察をしまして、毎月それぞれの評価を出し合って、今月はこうだったね、次の月は少し向上したね、マイナスになったね、ということを経月間評価したものでございます。しかしながら、次の18から20ページにありますとおり、まだまだこの段階では18番目のようなコミュニケーションの仕組みは整備されましたけれども、この気付き事項、現場で気付いた事項の書類上の起票や情報共有が行われていないという、そういう気付きが確認されたものでございます。

その他、この21番、22番にあるように、手続き的変更管理と呼んでいますけれども、業務を変更する前にはその変更したことが何か悪影響を与えないかということを確認して次に進める必要があるのですけれども、そういう手続きのホールドポイントが機能していなかったという、不十分な点が見られたものでございます。

他の部分は、それなりに我々が求める検査基準に達したものでございました。特に20ページの運転員ファーストの状況についても毅然な態度で接するようになったと、我々としては確認しました。

21ページが改善措置を一過性のものとしめない仕組みの構築ということで、再発防止対策を繰り返している中で今回の事案につきましては、一過性にせず永続的に実施してもらうということで求めたポイントでございますけれども、これを我々が策定した後に、核物質防護規定というのがセキュリティの場合、核物質防護、セーフティでいうと保安規定に該当するものですけれども、こういう文書がございまして、ここに赤字でありますとおり、行動についてモニタリングすると彼らが宣言してきました。であればこのモニタリングの仕組みをしっかり検査していこうということで、検査内容に記載しました通り現場立ち合いだとか、そのモニタリングの仕方について気付き事項がある場合は伝えるといった検査を行いました。

その結果、22ページに結果を記載しましたが、このモニタリングをしているメンバーが、核物質防護のことをよく知らない人が観察者になっていたり、また観察時の気付き事項が上層部に共有されていないといった論点がありましたので、ここも引き続き見て行こうということで、23ページになりますけれども、この時点では4つ、まだまだ検査が必要だということで検査気付き事項として検査をするということにしました。

24ページがその4つの検査事項についてどういう状態になれば、この検査が終わるのかということをお知らせしたもので、この表の右側のところでございます。こういう状態になれば我々としては一定の評価を与えることができるということで、確認内容をお知らせしたものでございます。具体的に中身を説明しますと、25ページが、まず正常な監視が出来ているかどうかということにつきまして、検査の結果でございますけれども、荒天時の特別な体制が整備されるというルールが改正が行われまして、この新しいルールに基づいて訓練が繰り返されて、今の臨機応変に対応する監視体制、今まで応援の要員が来なかったものが応援の人がきてくれるような体制に変更され、それによって正常な監視、我々が実際に立ち合ってみても正常に監視できているという状態に改善されたというも

のでございます。

一方で、色々な訓練や実効性の検証を経て、不要警報というのも徐々に減って、最終的に平時には目標値を達成できているという状態に変化したというものでございます。

続きまして 26 ページが 2 つ目、3 つ目の確認結果でございまして、PPCAP の議論ですけれども、この PPCAP が今まではセキュリティのメンバーだけでやられていたものが、原子力安全の方も参加されるようになりまして、原因究明の議論が活発になったということ。一種類の設備に同じような不具合が生じた場合には、傾向分析なども行われるようになった。セーフティの分野では実施されていますけれども、PP の設備につきましてもこのような分析が行われるようになったということ。また、協力会社から CR の起票も多くされるようになりました。同じく気付き事項の 3 の変更管理の手続きの問題も今まではセキュリティだけのルールだったのですけれど、原子力安全のルールと一体化して運用がされるようになりまして、適切に行われるようになったということになりました。

続きまして 27 ページが、4 点目の実効性ある行動観察を一過性のものとしなないということで、我々が今まで行動観察というかたちで東京電力の振る舞いを見ていたものに変更をしまして、東京電力内にそれに相応する核物質防護モニタリング室というものが立ち上がりまして、これからは我々が東京電力の振る舞いを見るのではなくて、東京電力の社員が自分の組織を見るという仕組みに変わっていったものでございます。実際にこれも写真にある通り、列に並んでいる方々と警備員の方々のやり取りなどをメモして、劣化兆候がないかということを確認する仕組みに変わっていったということで、いくつか改善するような仕組みが潜んでいたことを確認できました。

28 ページが追加検査のこれまでの結果ということで、フェーズⅠ～フェーズⅢまで設定して進めて参りましたが、フェーズⅢで残った 4 つの検査気付き事項は改善したと判断しました。

全体を通じまして、防護の劣化については改善が図られて、劣化が発生したとしても長期間継続することはなく、事案発生当初にあった 11 カ月間故障が発生するという事もなく、重大な劣化に至る前に自律的に改善できる仕組みが構築され、定着するという判断を行ったものでございます。

この追加検査に加えまして、原子力規制委員会としても現地調査と社長との意見交換を行うこととしました。この検査時間ですけれども、最初はアメリカで赤判定を行った際に掛けるマンパワーが 2000 時間でしたので、それを想定して検査を進めましたが、結果としては、先ほどの組織文化のところを確認する行動観察に 1500 時間を要しましたので、4000 強の時間を要したものでございます。

29 ページが現地調査の状況でございまして、ここで我々が確認した内容として、下から 2 つ目のポツで、核物質防護モニタリング室の意見として、東京電力の自身の弱みを把握した上で改善に取り組みたいという、同じ会社の中の弱みをしっかり確認して取り組みたいという意味を確認したというものをご紹介しておきます。

また 30 ページが、東京電力社長との意見交換の時の意見を記載しましたが、社長からの主な意見として下から 3 つ目の意見がございまして、さまざまな組織、階層間でもコミュニケーションロスが起こりやすい企業体質ということを経験も感じられておられまして、それを先ほどのモニタリング室がしっかりとキャッチして改善していくと、そういう意見がなされました。

こういう経緯を経まして 31 ページでございまして、昨年の 12 月 27 日に対応区分を 4 区分から 1 区分、いわゆる赤という状況からまずは通常の緑という状態に変更するということを決定したものでございます。これによって核燃料物質の移動も可能となりました。

併せて、こういう一回赤という判定が付いた施設ですので、継続的な改善を求めると共に、他の施設よりも重点的な項目を設けて検査を行うことを決めまして、その検査の項目が、本日のこのクリップ止めの後ろから数枚のところ規制委員会の資料を挟んでおりますが、3 つ特別な項目を設けて実施することを決めました。先ほどの荒天時の監視が正常どうか、また、PPCAP の議論が引き続き活発化した議論が続いているか、最後、モニタリング室の活動も陳腐化していないかということ、我々としても確認していくということです。

32 ページにまとめて記載した通り、他の施設よりもこの柏崎は手厚く、この 3 項目を加えた状態で核物質防護の検査はやっていこうと考えております。

追加検査の説明は以上でございます。

◎金子 総括監視指導官（原子力規制庁原子力規制部検査グループ核燃料施設等監視部門）

続きましてお手元の資料の 35 ページから始まります、「東京電力に対する原子炉設置者としての適格性判断の再確認」について、ご説明を申し上げます。

私は原子力安全の検査を担当しております、金子と申します。

資料の 37 ページをご覧ください。今からご説明致します適格性とはなんぞやということも含めて、経緯を合わせてご説明致したいと思います。資料 37 ページです。話は平成 29 年に遡りますが、当時、柏崎刈羽原子力発電所 6・7 号機の新規制基準対応、これは設置許可の審査においてですけれども、東京電力がいわゆる 1F 事故を引き起こした当事者であるということを踏まえまして、審査項目の中に技術的能力というところがあるのですが、その審査の一環として原子炉設置者としての適格性を有するかどうかについても合わせて審査を行っております。

中ほどに書いてあります審査結果ですけれども、東京電力については、その運転を適格に遂行するに足る技術的能力がないとする理由はないと判断したという結論としております。今回その適格性の再確認にあたりまして、この結論を変更する必要があるかどうかとも判断しております。

こちら、ポイントがあると思います。まず、適格性とは何かということと再確認とは何かということですが、この適格性というのは 37 ページの最後のパラグラフにあり

ますが、先ほど申し上げました設置許可の審査の過程で、東京電力の経営層に対して7つの基本的考え方を提示し、その内容を踏まえた7つの約束を、保安規定に原子力事業者としての基本姿勢として明記させております。それは令和2年に認可されておりますが、この基本姿勢というものは適格性を判断するにあたって約束させたものでございます。従いまして、今回の再確認はこの原子力事業者としての基本姿勢、保安規定に書かれている内容、これが遵守されているかどうかを行うものになります。

38 ページをご覧ください。今、ご説明申し上げました保安規定にあります原子力事業者としての基本姿勢を抜き出したものでございます。1～7 までであるのが、ご覧になれるかと思えます。

従いまして、今回の検査はこの7つそれぞれに対して検査を行いまして、どうだったかということの後ほどご報告申し上げます。

検査のポイントとしましては、それぞれの約束が遵守されているかということですから、まず明確なそれを守るためのルールが存在しているかどうか、そしてそのルール通りにやられた取り組み、実績があるかどうか、これらを確認するということになりました。

続いて、資料 39 ページをご覧ください。先ほどの適格性判断、再確認に係る経緯ということでございますけれども、最初のポツでございます。先ほど、熊谷からご説明を致しましたけれども、いわゆる PP に関する2事案が発生しまして、一部は不適切なコストダウンというものがございました。これについてはPPだけではなく、もしかしたらセーフティへも影響があるのではないかという問題意識のもとに、我々は追加検査の結果を注視して参りました。その後、追加検査の中でセーフティの部分についても確認をいたしまして、セキュリティのような不適切なコストダウン、そういったものはなかったと判断しております。

ですが、セキュリティの面で行なったものについては、セーフティで別の面で反映が波及しているかもしれないという観点から、令和5年の7月に原子力規制委員会としては、適格性の判断に対して再確認を、この点線で囲んでいる3つのポイントから確認をするようにという判断を致しました。

まず、確認事項の1でございますけれども、これまでの柏崎刈羽原子力発電所に対する検査指摘事項で検査の際に見出された不具合ですとか、そういったものがどのような状況にあるかということ。確認事項2は、先ほど熊谷からご説明致しました、追加検査の結果、原子力安全の影響を部分的に確認しておりますので、その内容がどうであったかということ。そして最後に、これがメインになりますけれども、適格性の観点から保安規定に明記した、原子力事業者としての基本姿勢が遵守されているかを確認することになりました。

資料 40 ページになります。これから、確認事項それぞれに対する結果の内容をご説明致します。まず、確認事項1です。原子力規制庁は、原子力規制検査を令和2年4月から開始しております。従いまして、令和4月から昨年の12月までに見出された検査指摘事

項、6件ございました。この重要度を確認したところ、全て安全重要度は緑。これは事業者による自主的改善が見込める水準であり、重要度としては低いレベルのものであったということ。従いまして、その確認事項1という観点から見ると、原子力事業者としての基本姿勢に抵触するような重大な検査指摘事項はなかったと判断しております。

続いて、確認事項2です。これは先ほど熊谷からご説明ありました、追加検査の段階で確認したセーフティの面での工事については、不適切な検討ですとか推進はなかったということになります。

続いて資料41ページをお願いします。こちら確認事項の3番です。保安規定に明記されております原子力事業者としての基本姿勢、これが遵守されているかを確認しているということです。1つ目のポツです。繰り返しになりますけれども、この内容は過去の審査や検査といったこれまでに行った規制活動と今回、特別に原子力規制検査を集中的に行っておりますので、その結果と合わせて遵守されているかどうかを確認いたしました。2つ目のポツですけれども、この検査の結果です。東京電力は基本姿勢に基づいて組織的な仕組みや整備、運用をしております、基本姿勢に反した姿勢や行動はありませんし、基本姿勢に則った取り組みが行われているということを確認しております。詳細については、これからご説明致します。

資料42ページをご覧ください。まず、基本姿勢の1です。これは、いわゆる1Fの廃炉が着実に取り組まれているかという基本姿勢1に関するものでございます。この資料の見方、ちょっと説明を忘れていましたね。資料42ページの緑の枠で書かれているところの最初のポツは、ここは何々の観点からと書いてありますので、どういう観点で検査をしたのかという検査の視点が書かれております。その2つ目のポツに、そういう視点で検査をした結果どうであったかという内容が書かれておまして、その下に点線で枠が囲ってあります緑のライン、これは我々が、その検査の結果を判断するにあたって確認した事実の主なものを記載しているということになります。

それでは、改めまして基本姿勢1についての結果ですけれども、1Fの廃炉について、いわゆる実施計画に関する軽微な違反がございました。これ14件ございましたけれども、いずれも軽微なものでありまして、再発防止策を全て講じられていたということ。それと進捗についてですけれども、全てが予定通りというわけではなくて、技術的な課題のため進捗していないものもありますが、多くが廃炉作業及びリスク低減について進捗していることを確認しているということでございます。

資料43ページをお願いします。基本姿勢2についてですが、中身は1Fと柏崎刈羽原子力発電所に対して必要な資金を確保した上で必要なことが実行されているかということでございます。その結果、まず1Fにつきまして確認した資料は、第4次総合特別事業計画というものでございまして、経産大臣と内閣総理大臣の認定が必要なものでございますが、それを確認しまして、例えば柏崎刈羽の安全対策につきましては4100億円の投資を計画するで、その必要な資金というものが確保されていることを確認すると共に、こ

と柏崎刈羽につきましては格納容器破損防止の許可、いわゆるフィルタベントに関する工事が行われていることを確認しまして、資金や投資不足によって必要な工事が行われていないというような状況は確認できなかったということがございます。

続いて資料 44 ページ、基本姿勢の 3 番でございます。こちらは安全性最優先で発電所を運営しますということでございます。

まず、安全性最優先の考え方、これは社員の意識づけに関するところを確認しました。安全性最優先の考え方で、品質保証の最上位文書の品質方針として位置づけられております。それとともに研修ですとか、そういった全社に浸透させる取り組みが繰り返し行われていたということ。そして、いわゆるその改善活動と書いておりますけれども、一部 PP の 2 事案の中の背景にあったものでございます。追加検査で対象としなかったものについても、今回、範囲を拡大して同様の観点から確認を致しました。その内容は 44 ページの緑枠の表で記載しておりますけれども、その範囲を拡大して確認を致しましたが、基本姿勢 3 に則って取り組んでいるという状況を確認したということでございます。

続いて基本姿勢 4。こちらは 1F 事故の反省からきています不確実性や不確定のリスクを着実に適切に処理するというところでございまして、それらに対してどう扱っているかを確認したところ、その結果、こちらまず文化的な社員の位置付けということで社長から「安全に絶対はない」というメッセージを全社に発信すると共に、研修等も継続的に実施するなどの意識づけに対する取り組みが繰り返し行われていたということ。それと、国内外のリスク情報の取入れをするための仕組みも構築されてございまして、マニュアルの改訂につなげることや、重大なリスクについては経営層を含めた社長に速やかに上がる、報告される仕組みが講じられてございまして、実際に防潮堤のかさ上げを行うなどの経営判断というものも行われているということを確認しております。

続いて 46 ページです。こちら基本姿勢の 5 です。これは、基本姿勢 4 とも関連するのですが、先ほど国内外のリスク情報を収集している仕組みがありましたということで、これを具体的に確認したのが基本姿勢の 5 になります。個別、具体的にいうと、現場からの提案ですとか、確率的、確率論的リスク評価、PRA と申し上げておりますけれども、そういったものを活用してリスク情報を収集、構築する仕組みがあるということを確認しております。

続いて 47 ページを見てください。47 ページは、ちょっと毛色が違いますね。社長の、トップとしての責任を担うことについてということでございます。こちらは、比較的大きい役目を果たしていたのがマネジメントレビューということでございまして、マネジメントレビューの内容を中心に確認をしていきました。社長が原子力安全の責任を担うための仕組みというものを、クリエイティブに確認致しまして、今回それをしております。7つの約束関連でございまして、この運用状況などがマネジメントレビューに報告されまして、具体的に保安規定を改正すべしという指示が社長からあるというようなことを確認しておりますので、社長がトップとして必要な情報を入手し、必要な指示を行うという

仕組みと、そういう実績というものを確認しているということでございます。

最後の基本姿勢になります、7、8 ページになります。こちらは基本姿勢 4・6 と関連することでございますけれども、収集したリスク情報、そういったものを東京電力全社として一元的に処理する仕組みがあるかということを確認致しました。こういったものの中で、非常に重要な存在として位置づけられているのが是正措置プログラム、CAP と言われているものですが、この内容を中心に確認を致しました。この内容を踏まえ、得られたデータを用いてさまざまなトラブルを分析し、どのようなトラブルが頻発しているか、そのような分析が適切に行われていることを確認致しました。それを踏まえて、発電所内の様々な工事や点検作業の予定表など、そういったリスク情報を活用して改善を行っているということを確認致しました。以上が基本姿勢に関する確認の項目でございます。

こうした検査を、我々事務方は原子力規制検査を通じて行いましたが、他に原子力規制委員会、原子力規制委員が直接行ったものがございます。それが 49 ページと 50 ページにあります原子力規制委員会による現地調査と、50 ページの原子力規制委員会と東京電力社長との意見交換でございます。49 ページの現地調査につきましては、昨年 12 月 11 日に山中委員と発電所に赴きまして、先ほどご説明しました是正措置プログラムの会合と発電所長等との意見交換を行っております。CAP 会合につきましては、何度か委員長は会合に参加し、視察もしておりますけれども、以前より活発に技術的な内容が議論されているということを確認しているということと、発電所長との意見交換では、こちら書いてありますように、自主的改善ですとか、安全優先の考え方で議論を進めようとする姿勢、また、自社の弱みを把握して改善するというような姿勢を確認したというところでございます。

また、50 ページの社長との意見交換は、原子力規制委員会の場で行われました。昨年の 12 月 20 日のことでございます。緑の枠で社長の主な発言を書いてありますけれども、1F の反省と教訓に基づいて福島への責任の貫徹ですとか、社長としてトップとしての責任を確認することができたというふうに考えております。

続いて 51 ページです。これは、適格性の再確認に関する結論ということがございます。太字の枠のところ、昨年の 12 月 27 日でございますけれども、原子力規制委員会として今回の再確認の検査を踏まえて、申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果の結論を変更する理由はないというふうに決定しております。その決定をする際に、原子力規制委員会のスタンスとして、合わせて 5 つを示しております。これをご覧になっていただければと思います。

最後ですね、53 ページになります。先ほど熊谷が説明しました追加検査と今、私がご説明しました適格性の再確認に関するもの 2 つを合わせたまとめとなっております。1 つ目と 2 つ目のポツです。令和 2 年度に発生した、いわゆる PP に関する 2 事案を受けて、令和 2 年 4 月に燃料の移動を禁止する命令を出しましたが、その後 3 年に近い追加検査

を行った後、自律的に改善できる状態になったということを確認したということ。

3 ポツ目です。その追加検査と合わせて、私が説明しました東京電力の原子炉設置者としての適格性判断について、改めて確認を致しましたところ、平成 29 年に確認した結論を変更するような状況は確認されなかったということでございます。

従いまして、下から 2 番目のポツでございますけれども、令和 5 年 12 月 27 日、原子力規制委員会は、原子力規制検査の対応区分を第 1 区分に戻すと共に、平成 29 年 12 月 27 日の適格性判断の結果を変更する理由はないというふうに判断をしております。

最後に、原子力規制委員会としましては、今後も東京電力に対して継続的改善を一過性にしない取り組み、原子力事業者としての基本姿勢を遵守するという、職員が変わっても世代を超えて継承するための人材育成を含めた取り組みを求めると共に、原子力規制検査を始めとする規制活動を通じて、今後とも東京電力を監視して参る所存でございます。説明は以上でございます。

◎三宮 議長

はい、説明ありがとうございました。委員の皆様にお知らせします。ただ今の説明に対する質問・意見のある方は、所定の書式で 2 月 17 日（土）までに事務局へ提出をお願いします。あらかじめ、取りまとめをさせて頂きまして、3 月 6 日の次回定例会で原子力規制庁さんから回答をお願いしたいと思っております。

尚、当日、口頭による質問、意見も時間の許す限り受け付けたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上で議事を終了させていただきます。事務局、お願いします。

◎事務局

はい。20 周年記録誌（案）についてお願いします。1 月 17 日の運営委員会で原案を承認いただき、委員の皆様から校正していただきました。本日お配りした 20 周年記録誌（案）で校了とし、今月末の納品を予定しています。つきましては校正内容が正しく反映されているかをそれぞれご確認いただきまして、もし修正が必要な場合は 2 月 10 日土曜日、今週の土曜日までに事務局へ連絡をお願いします。

次回の定例会についてご案内します。第 249 回定例会は、令和 6（2024）年 3 月 6 日水曜日、午後 6 時 30 分から、ここ柏崎原子力広報センターで開催します。

この後の取材は 1 階のエントランスホールで 8 時 50 分までとします。尚、この会場は消灯、施錠いたしますので、撮影機材等は全て携行して退出してください。

以上を持ちまして、地域の会第 248 回定例会を終了します。ありがとうございました。